

豊田市中心企業経営力高度化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業者等（中小企業者及び企業団体等をいう。以下同じ。）の経営力高度化事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所及び事業所を有する個人
- (2) 市内に主たる事業所を有する会社

2 この要綱において「企業団体等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づくもの
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づくもの
- (3) 組合等 特定の法律によって設立され、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者である団体

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、中小企業者等が別表第1から第5までに規定する事業を行う場合に必要とする経費の一部について補助金を交付することにより、当該事業の実施を促進し、もって地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に資することを目的とする。

(交付対象)

第4条 この補助金の、補助事業者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表第1から第5までに規定するものとする。ただし、対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税、源泉所得税及び公証人手数料相当額を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が実施する事業については、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 公序良俗に反する事業を行っている者
- (3) 同一の事業に対して、本市又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者（ただし、豊田商工会議所「中小企業大学校瀬戸校受講料助成金」の交付を受けて行う事業については、この限りではない。）
- (4) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」とい

う。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者
(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められる者

(5) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

(6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者

(7) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(8) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(9) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者

(10) そのほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定及び別表第1から別表第5までの規定により算出して得た額とする。この場合において、事業ごとの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第6条 別表第1から別表第5までに規定する補助事業への1会計年度における補助金への交付は、1申請者につき補助事業ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、中小企業経営力高度化事業補助金交付申請書(様式第1号)を事業着手前までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定し、中小企業経営力高度化事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業経営力高度化事業計画変更承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長において、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な変更であると認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中小企業経営力高度化事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第12号)を市長に提出

し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに中小企業経営力高度化事業補助金に係る遅延等報告書(様式第13号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の支払が完了したときは、いずれか遅い日付から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、中小企業経営力高度化事業補助金実績報告書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業経営力高度化事業補助金確定通知書(様式第22号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(6) その他補助金の運用を不相当と認めるとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第1（第3条－第6条関係）

人材育成事業

補助事業者	企業団体等	中小企業者
補助対象事業	企業団体等が中小企業者を対象に行う勉強会及び研究会等を実施する事業	経営力の強化又は技術力の向上に資すると市長が認めた研修に参加する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている研修等に参加する事業
補助対象経費	講師謝礼、教材費、印刷製本費、会場借上料（備品使用料等を含む。）、広告宣伝費、通信運搬費、研修負担金	受講料及び教材費（ただし、市内の事業所に勤務する従業員に係る受講料及び教材費に限る。）、外部講師を招いて社内研修を実施する場合は左記に準ずる経費
補助率	2分の1	2分の1
限度額	別表第1から3に掲げる事業の合計で100万円	20万円（ただし、はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去3か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は40万円）

別表第 2（第 3 条－第 6 条関係）

人材確保事業

補助事業者	企業団体等	中小企業者
補助対象事業	(1) 合同就職説明会及び合同就職面接会へ参加する事業 (2) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業	(1) 合同就職説明会及び合同就職面接会へ参加する事業 (2) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている事業	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金等の支払をしている事業
対象経費	(1) 会場費（小間料）※ 1、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等※ 1、小間装飾費※ 2、運搬費、通訳料 (2) 人材確保を目的とした、ホームページの作成・改良、PR 動画の作成、パンフレットの作成にかかる経費	(1) 会場費（小間料）※ 1、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等※ 1、小間装飾費※ 2、運搬費、通訳料 (2) 人材確保を目的とした、ホームページの作成・改良、PR 動画の作成、パンフレットの作成にかかる経費
補助率	2 分の 1	2 分の 1
限度額	別表第 1 から 3 に掲げる事業の合計で 1 0 0 万円	2 0 万円（ただし、はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近の過去 3 か年度に、イキイキ大賞、イキイキ優秀賞のいずれかを受賞した中小企業者は 4 0 万円）

※ 1 主催者に直接支払ったものに限る。

※ 2 備品購入費を除く。

別表第3（第3条－第6条関係）

販路拡大事業

補助事業者	企業団体等	中小企業者
補助対象事業	補助事業者が見本市等※1へ出展する事業	補助事業者が見本市等※1へ出展する事業
補助対象外事業	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金等の支払をしているもの	ア その場で小売りすることを主目的としたもの イ 広く一般に公開されていないもの ウ 豊田市が主催、共催または開催費用について負担金等の支払をしているもの
対象経費	出展料（オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む）※2、小間装飾費（オンライン展示商談会のコンテンツデザイン料等を含む）※3、運搬費、通訳料	出展料（オンライン展示商談会の登録料・参加料等を含む）※2、小間装飾費（オンライン展示商談会のコンテンツデザイン料等を含む）※3、運搬費、通訳料
補助率	2分の1	2分の1
限度額	別表第1から3に掲げる事業の合計で100万円	20万円（ただし、大規模見本市等に出展する事業は30万円、豊田ものづくりブランド推進協議会が認定する技術や製品等に係る出展事業は40万円とする）

※1 取引先及び事業提携先の開拓、受発注の機会の確保等を目的として商品、サービス、製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等をいう。

※2 主催者に直接支払ったものに限る。

※3 備品購入費を除く。

別表第4（第3条－第6条関係）

BCP策定事業

補助事業者	中小企業者
補助対象事業	BCP※の策定、改訂
対象経費	委託費
補助率	2分の1
限度額	30万円

※ BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動、当該緊急非常時における事業継続のための方法及び手段等をあらかじめ取り決め、文書化したものをいう。

別表第5（第3条－第6条関係）

事業承継・M&A事業

補助事業者	中小企業者
補助対象事業	（1）事業承継計画作成（そのための初期診断、課題分析及びコンサルティングを含む。）、企業価値の算出及び知的財産診断 （2）自社を売却するための専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託
対象経費	委託費（顧問料等、官公庁等への手続及びそのための書類作成並びに個別具体的な案件に関する訴訟及びトラブル対応に係る費用並びに成功報酬に係る費用を除く。）
補助率	2分の1
限度額	30万円